

青労発基 0916 第 3 号
令和 7 年 9 月 16 日

青森地方最低賃金審議会
会長 石岡 隆司 殿

青森労働局長
角井 伸一

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

1 青森県鉄鋼業最低賃金

（平成 20 年青森労働局最低賃金公示第 2 号）

2 青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

（平成 20 年青森労働局最低賃金公示第 3 号）